なは市民活動支援センター入居用施設 支援ブース・事務室 [利用確認書]

令和 年 月 日

那覇市長 宛

なは市民活動支援センターの入居用施設(支援ブース・事務室)の利用について、次の 事項を確認いたします。

- 1 なは市民協働プラザ条例・なは市民活動支援センター規則、なは市民活動支援センター施設利用取扱要綱を遵守する。
- 2 支援ブース・事務室の利用料は、利用月の月末までに支払う。
- 3 なは市民活動支援センターの利用時間を厳守し、利用時間外及び休館日の立ち入りを行わない。 利用時間:月曜日、火曜日及び木曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び水曜日 午前9時から午後5時まで

休館日 : 12 月 29 日から 1 月 3 日、6 月 23 日 《慰霊の日》、その他休館の必要がある時

- 4 なは市民活動支援センターの電話・FAX 番号を入居団体の連絡先として利用しない。
- 5 支援ブース・事務室の利用にあたっては、共有空間であることに考慮し、ほかの利用者の迷惑にならないよう十分配慮する。
- 6 支援ブース及び事務室で相談・問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体等にも聞こえること を前提に、個人情報等への配慮を行なう。特に個人情報関連の書類及び物品については、各団体で 責任を持って保管する。
- 7 施設の管理運営上必要があると認めた場合、職員は支援ブース及び事務室に立ち入ることがある。 その場合、入居団体は立ち入りを拒めない。
- 8 支援ブース・事務室では、飲酒、喫煙及び火気使用を行わない。
- 9 支援ブース・事務室では、賭博など公序良俗に反する行為を行わない。
- 10 営利を目的とする行為を行わない。
- 11 支援ブース・事務室に危険物、悪臭を発するもの、動物等を持込まない。
- 12 利用後は、清掃・整理整頓を心がけ、共有環境の美化に十分配慮する。また、利用の際に生じたご み等は各自持ち帰る。
- 13 入居団体以外の者に支援ブース・事務室を利用させない。
- 14 支援ブース・事務室及び備品の改装・改造をしない。(備品の位置移動は可能。)
- 15 上記を団体構成員にも遵守するよう周知する。

住 所団 体 名代表者名